

ソーシャルビジネス創出支援事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 委託する業務の目的および内容

別添「ソーシャルビジネス創出支援事業業務委託仕様書」参照

2. 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約
- (2) 契約期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (3) 予定価格
1,600,000円(消費税および地方消費税(10%)を含む)

3. 参加資格

仕様書に示されている要件を理解し、以下の資格要件すべてを満たす者を、本プロポーザルへの参加資格を有する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

(営業種目)次の種目が希望営業種目の第1位、第2位、第3位のいずれかに登録されていること。

- ・大分類「役務」
- ・中分類「イベント」、「諸サービス」または「その他の役務の提供」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公募型プロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL:077-528-4314)

4. 説明会の開催について

実施しない。

5. 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次の(1)から(5)までの書類(以下「企画提案書等」という。)を作成し、提出すること。

- (1) 公募型プロポーザル応募申込書(別紙様式1) 1部
(予定する連絡調整者を明記すること。)

- (2) 企画提案書

- ① 体裁および部数

体裁:A4 様式は任意とし、枚数は制限しない。

部数:5部(正本1部、写し4部)

- ② 内容

次に掲げる事項について、8.(2)に掲げる評価項目に基づき、具体的な実施方法や内容を記載すること。また、本事業の効果を高めるための工夫や独自の提案について、併せて記載すること。

- ・事業実施体制(組織体制、実施責任者、担当者等)

- ※再委託を想定する場合は、業務実施体制に記載すること。
 - ・類似業務の受託実績等
 - ・事業全体のスケジュール
 - ・セミナーの開催
 - ・プログラムの企画・運営
 - ・ソーシャルビジネスに取り組む意欲がある事業者の発掘・情報収集
- (3) 添付書類(各1部)
- ・企業・団体等の概要説明書(パンフレット、HP等でも可)
 - ・定款または寄付行為
 - ・過去3年(令和3年4月1日以降)の事業報告および決算報告
 - ・受託事業等実績説明書(様式任意)
- (4) 概算見積書
- ①体裁および部数
- 体裁:A4 縦仕様 枚数は制限しない。
- 部数:2部(正本1部、写し1部)
- ②作成上の留意事項
- ・概算見積書には、別紙「ソーシャルビジネス創出支援事業業務委託仕様書」に掲げる業務委託について、着手から契約終了までに要する経費とその内訳を明記すること。
 - ・消費税および地方消費税を含むこと。
 - ・企業・団体等の名称、所在地住所、代表者名、発行責任者名、担当所属、担当者氏名、連絡先があること。
- (5) その他添付書類(該当するものは各1部)
- ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合、登録証の写し
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合、認定通知書の写し
 - ・高齢者雇用確保措置を講じている場合、締結した労使協定または労働基準監督署へ届出をしている就業規則の該当箇所の写し
 - ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている場合、公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写し
 - ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者を雇用している場合、障害者を雇用している旨の申立書等障害者の雇用に関する書類の写し
 - ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
 - ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
 - ・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合、その認証通知(県発行)の写し
 - ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
 - ・環境マネジメントシステムのうち下記いずれかの認証、登録を受けている場合それを証するものの写し
 - ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証
 - ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録
 - ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・

スタンダードの登録

④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

6. 企画提案書等に関する質問および回答

本業務および本プロポーザルに関する質問については、以下の方法により受付および回答を行うこととする。その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

(1) 質問方法

別紙様式4の質問票により、電子メールで下記11に示す場所へ提出すること。

なお、電子メールを送付した場合は、受信の確認を行うこと。電話または口頭での質問は受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和6年8月5日(月)正午まで

(3) 回答方法

受け付けた質問事項とそれらに対する回答を集約したものを、令和6年8月6日(火)を目途に、質問者に電子メールにより送付し、県のホームページ(URL:
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/>)に公開する。

7. 企画提案書等の提出期限

(1) 提出期限

令和6年8月9日(金)正午まで ※ 時間厳守とし、郵送の遅れは考慮しない。

(2) 提出場所および提出方法

下記11に示す場所に、持参または郵送で提出すること。

・持参の場合は、土・日曜日を除く、9時から17時までとする。

・郵送による場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便とし、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

8. 審査

(1) 審査概要

当課が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき、提出された企画提案書等の審査を行い、総合点が最も高かった者を当該業務の契約予定者とする。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者としらないものとする。

なお、審査会においてプレゼンテーションを行うこと。

ア 実施予定日

令和6年8月20日(火)午後に滋賀県庁内での開催を予定している。

詳細な時間・場所などは企画提案書提出者に別途通知する。

イ 方法

提案内容を企画提案書をもとにプレゼンテーションすること。

ウ その他

企画提案書を作成し、プレゼンテーションを行う者が、本業務の主たる業務担当者として本業務終了まで業務を行うこと。

(2) 評価項目および評価点

提出された書類をもとに、別添の評価基準で定められた評価項目および評価点により総合的に審査する。

(3) 選定結果の通知

審査会における選定結果は、速やかに参加希望者に直接通知する。

9. 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、商工政策課と詳細な内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

10. その他

- (1) 公募型プロポーザル参加にかかる報酬はなく、参加に要する経費は全て各事業者負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (4) 採用した場合でも、両者協議の上、その内容を変更することがある。
- (5) 企画提案書作成時において入手した参加者独自の情報、個人情報とは適正に管理し、情報漏洩や不正使用を行わないよう留意すること。
- (6) 委託料の支払は、精算払いとする。また、この業務委託の実施については、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）等が適用される。
- (7) 本事業の取組状況や成果等は、県のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (8) 事業の大部分を第三者に委託する提案内容となっているときは、採択しない。

11. 問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 商工政策課(担当:山中)

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3713 FAX:077-528-4870 E-mail:fa0002@pref.shiga.lg.jp

12 失格

以下に該当した場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) プロポーザル参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合はその時点で失格とする。